



- トピックス
- I. インド法令 Update—株式譲渡・発行価格規制と新会社法に関する告示等の最新重要ポイント
  - II. マレーシア 2015年4月からGST(物品・サービス税)導入
  - III. シンガポールの個人情報保護法の個人情報保護規定がいよいよ適用開始!

2014年  
7月号

## インド法令 Update

### —株式譲渡・発行価格規制と新会社法に関する告示等の最新重要ポイント

執筆者: 久保光太郎、桑形直邦、鈴木多恵子

#### 1. 株式譲渡・発行価格規制に関するインド準備銀行の告示等 – 非上場株式の「公正価格」算定方法の改訂

インドでは、外国企業向けの株式の譲渡・発行価格が規制されており、外国企業がインドの会社から新株発行を受ける場合、インド準備銀行(Reserve Bank of India、以下「RBI」といいます。)の規則及びインド証券取引委員会(Security Exchange Board of India)のガイドラインに従い算定される公正価格を下回ることができないのが原則です<sup>1</sup>。株式譲渡についても基本的に同様で、外国企業がインド企業との間で相対取引する場合、譲渡価格を自由に決めることはできません。そして、この「公正価格」の算定方式については、非上場株式については、原則一律ディスカウント・キャッシュ・フロー(DCF)法を採用するとされていました。

このたび、RBIは、非上場企業の株式の公正価格の算出にあたっては、勅許会計士(Chartered Accountant)等からの意見書を取得することを条件に、「国際的に認められた価格算定方法による(as per any internationally accepted pricing methodology)」とし、上記規則を改正しました<sup>2</sup>。これにより、日系企業によるインド企業のM&Aなどの場面において、DCF法に縛られずに価格算定を可能にする方向性が示されたと言えます。

もっとも、何が「国際的に認められた」価格算定方法であると勅許会計士等が扱うか、及びこれに関する当局の対応動向について

<sup>1</sup> Foreign Exchange Management Act, 1999 及び RBI による Foreign Exchange Management (Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside India) Regulations, 2000 (Notification, No. FEMA 20/2000-RB, 23 May 2000)をはじめとする同下位規則。

<sup>2</sup> 2014年5月23日付 RBI による告示(Notification, No. FEMA 306/2014-RB, Foreign Exchange Management (Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside India) (Seventh Amendment) Regulations, 2014。同年7月8日付で官報公布、施行。)。RBI は同年7月15日付で従前のガイドラインを改訂する通達も発している(RBI/2014-15/129, A. P. (DIR Series) Circular No. 4, Foreign Direct Investment (FDI) in India – Issue/Transfer of Shares or Convertible Debentures– Revised pricing guidelines)。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

ては、今後も留意する必要があります。

## 2. インド新会社法施行後の告示・通達

インド新会社法(The Companies Act, 2013、以下「新法」といいます。)の施行については、2014年5月号の当ニュースレターにおいて取り上げましたが、今回はその後公表された通達等における重要事項を取り上げます。

### (1) みなし公開会社規制

インド旧会社法(Companies Act, 1956、以下「旧法」といいます。)においては、外国会社に100%所有される子会社を除き、外国の親会社がインド会社法に照らして公開会社に該当する場合には、インドの子会社は単体として見れば非公開会社の要件を充たす場合であっても、公開会社とみなされる、とのみなし公開会社規制の適用が示されていました<sup>3</sup>。

しかし新法では上記「外国会社に100%所有される子会社」の例外が削除されたこともふまえ、外国会社の子会社へのみなし公開会社規制の適否について議論がありました。

この点について、インド企業省(Ministry of Corporate Affairs、以下「企業省」といいます。)は2014年6月25日、完全子会社であるか否かを問わず、外国会社の子会社には、みなし公開会社規制の適用がなく、非公開会社として子会社を設立することが可能であることを示唆する通達<sup>4</sup>を出しました。

これにより、旧法下において非公開会社として設立しつつも、やむなくみなし公開会社として各種コンプライアンス対応を行ってきた日系企業のインド子会社は、今後新法下で非公開会社に求められるコンプライアンスに服せば足りることとなります。

ただし、定款や社内規則等によりみなし公開会社規制に従った規定等が置かれている場合には、非公開会社に適用されるコンプライアンス基準への変更を行っておくことが望ましいと考えられます。また、旧法下でみなし公開会社の適用があることを前提に、定款上も公開会社として設立された子会社については、(定款変更等による非公開会社化の手續を踏まない限り)新法においても公開会社として存続するとされています。

### (2) 居住取締役

新法では、非公開会社においても、インドの居住者である取締役を1名以上選任することが定められました。日本人(又はインド人以外)であってもインドの居住者であると認められますが、そのためには、「前歴年に182日以上インドに滞在していること」が必要と規定されました<sup>5</sup>。

この義務規定の施行には経過措置がないことから、2014年4月1日の施行を受けて、既存の又は新規設立される会社において、いつまでに居住者取締役の選任が必要なのか、「前歴年」とはいつを指すのか等の点につき実務上混乱が生じていましたが、企業省は2014年6月26日、以下の内容の通達を出しました<sup>6</sup>。

<sup>3</sup> 旧法 Section 4(7)。

<sup>4</sup> 2014年6月25日付企業省によるクラリフィケーション(General Circular, No.23/2014. Clarification relating to incorporation of a company i.e. company Incorporated outside India.)。なお、本ニュースレター掲載の各通達原文をご覧になりたい方は、当事務所までご連絡下さい。

<sup>5</sup> 新会社法 Section 149(3)

<sup>6</sup> 2014年6月26日付企業省によるクラリフィケーション(General Circular, No.25/2014. Clarification on applicability of requirement for resident director.)

当該規定の施行日は 2014 年 4 月 1 日であるから、同日から居住者要件を起算する。最初の「前暦年」は、同年 4 月 1 日から 12 月 31 日をさす。同暦年において居住者とされるには、136 日を超える日数の滞在が必要。
2014 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に新規設立される会社に関しては、設立時点で居住者である取締役を選任するか、会社の設立日から起算して 6 ヶ月以内に、かかる居住要件を満たす取締役を選任することが必要。
10 月 1 日以降に新規設立される会社に関しては、会社設立時点において居住者要件を満たす取締役の選任が必要。

既存の会社については、同通達に明示的には言及されていませんが、インド現地のある大手法律事務所は、翌 2015 年 1 月 1 日の時点において、本通達の示す「前暦年」である 2014 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間において 136 日を超える日数インドに滞在した者を取締役に選任すれば良い、との見解をとっています。この点については、当局の対応動向にも今後留意する必要があります。

### (3) 常勤会社秘書役の選任義務

企業省は、2014 年 6 月 9 日付で、非公開会社においても、旧法と同様に、払込資本金が 5000 万ルピー以上の会社における常勤の会社秘書役(Whole-time Corporate Secretary)の選任義務を課す告示を発出しました<sup>7</sup>。

新法及び主要経営責任者選任及び報酬施行規則<sup>8</sup>において、非公開会社は会社秘書役を含む主要経営責任者の選任義務の対象とされなかったことから、常勤の会社秘書役の選任義務がなくなったと理解されていました。しかし、上記告示により、同施行規則に第 8A 条が挿入され、旧法と同様に、払込資本金が 5000 万ルピー以上の会社には常勤の会社秘書役を選任する義務が課されることになりました。



【南インド特有のドラヴィタ様式で建てられたヒンズー教のカーパーレーシュワラ寺院】

### (4) CSR 義務

2014 年 5 月号の当ニュースレターのとおり、以下に該当する会社には、公開・非公開を問わず、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility、以下「CSR」といいます。)義務が発生することになりました。

- (i) 純資産が 50 億ルピー以上
- (ii) 売上高が 100 億ルピー以上
- (iii) 純利益が 5000 万ルピー以上

純利益が 5000 万ルピー以上である場合、新法施行日である 2014 年 4 月 1 日から CSR 義務が発生していることになり、また、いったん発生した CSR 義務は、連続する 3 会計年度上記要件に該当しない状態になるまで継続するとされています<sup>9</sup>。この点今般企業省は、2014 年 6 月 18 日付で、CSR 活動義務発生要件は、直近の過去 3 決算年度において判定することを明確化する通達を出しました<sup>10</sup>。従って、2014 年度における義務の有無は、本通達に基づき、その直近の 3 決算年度である 2011 年度から 2013 年度をみることになると考えられます。

<sup>7</sup> 2014 年 6 月 9 日付企業省告示(Notification, G.S.R. 390(E))

<sup>8</sup> The Companies (Appointment and Remuneration of Managerial Personnel) Rules, 2014, Section 8

<sup>9</sup> The Companies (Corporate Social Responsibility) Rules, 2014, Section 3 (2)

<sup>10</sup> 2014 年 6 月 18 日付 General Circular, No. 21/2014. Clarifications with regard to provisions of Corporate Social Responsibility under section 135 of the Companies Act, 2013.

他にもこの通達は、重要なところでは、例えば次の点を明らかにしています。

海外持株会社によるインドにおける CSR 活動のための支出は、CSR 支出がインド子会社を通じなされたものであって、新会社法 135 条に基づき当該インド子会社による支出が必要とされる場合には、インド子会社による CSR のための支出として認められる。

CSR 活動は、プロジェクト又はプログラムとして実施される必要がある。マラソン大会、表彰、慈善寄付、広告、TV プログラムのスポンサーとなることなどの単発の活動は、CSR 活動の支出とは認められない。

新会社法は実務上も多くの重要点を含むものですが、五月雨に省庁通達により重要解釈が示されるなど、その内容を的確かつタイムリーに把握するのは容易ではありません。当事務所は、桑形直邦弁護士が現在出向しているインド現地のネットワークや、所属する日本人及びインド人弁護士の知見を踏まえ、今後も重要事項を取り上げて参ります。



くぼ こうたろう  
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士  
シンガポール事務所共同代表

[k.kubo@jurists.co.jp](mailto:k.kubo@jurists.co.jp)

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007 年から 6 年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、シンガポール、インド、パキスタン、ラオスを含むアジア新興国案件に携わる。



くわがた なおくに  
桑形 直邦

西村あさひ法律事務所 弁護士

[n.kuwagata@jurists.co.jp](mailto:n.kuwagata@jurists.co.jp)

2004 年弁護士登録。事業再生/倒産、紛争処理、M&A、一般企業法務に加え、インドへ進出する日系企業案件を担当。2014 年 3 月からデリーに出向中。



すずき たえこ  
鈴木 多恵子

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t2.suzuki@jurists.co.jp](mailto:t2.suzuki@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録。以降、南・東南アジアを中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を担当。2012 年 5 月より Nishith Desai Associates 法律事務所出向(2012 年 11 月までムンバイオフィス、同年 12 月よりバンガロールオフィスに勤務)を経て、現在は東京事務所にて勤務。



## マレーシア 2015 年 4 月から GST(物品・サービス税)導入 執筆者: 山中政人、小山晋資、Tan Pei Lyn

### 1. はじめに

2015 年 4 月 1 日から、マレーシアで物品やサービスの提供に関する付加価値に対して課税する間接税として、日本の消費税に類似する物品・サービス税(Goods and Services Tax)(以下「GST」といいます。)が導入されます。標準税率は 6%です。

GST は、2005 年度予算案において「2007 年からの導入」とされましたが、消費者や産業界からの反対もあり、導入が遅延されてきました。財政赤字の拡大や、昨年 7 月の格付け機関であるフィッチ・レーティングスによる格下げ(見通しを安定的からネガティブへの引き下げ)を受け、ようやく今年 5 月に「2014 年物品・サービス税法」(以下「GST 法」といいます。)が国会を通過し、2015 年 4 月 1 日から GST が導入されることとなりました。

### 2. GST 概要

GST は、①課税対象者(taxable person)が、②マレーシア国内で、③ビジネスの過程において行う、④課税対象となる物品又はサービスの提供に課税されます。また、マレーシア国内への物品又はサービスの輸入にも課税されます。

### 3. 課税対象者

課税対象者は、マレーシア国内において課税対象となる物品又はサービスを提供し、かつ、その売上が年間 RM500,000(約 1600 万円)以上の者とされ、GST 法に基づく登録が必要になります。なお、登録義務を怠ると刑事罰の対象になります。

### 4. 「マレーシア国内で」

GST の対象となるには、物品又はサービスの提供がマレーシア国内でなされなければなりません。なお、サービスの提供者がマレーシアにいる場合、この要件を充たすものとして取り扱われます。

### 5. 課税対象となる物品・サービスと税率

標準税率は 6%ですが、以下のようにゼロ税率取引、免税取引、対象外取引があります。

#### <ゼロ税率取引>

生活必需品の食料品(米、野菜、塩、砂糖、肉、魚等)や、物品又はサービスの輸出等はゼロ税率取引となります。なお、いかなる物品やサービスがゼロ税率取引にあたるかは当局が指定することとなっています。

#### <免税取引>

一定の金融、健康・医療、教育サービス、農業用・居住用不動産に関する取引は免税となる見込みです。

#### <ゼロ税率取引と免税取引の違い>

いずれの場合も物品・サービスの提供者は被提供者から GST を徴収しないものの、ゼロ税率取引であれば提供者は仕入に



【マレーシアで最も美しい斜張橋の1つとされているスリ・ワワサン橋】

係った GST を控除できますが、免税取引の場合は控除できない点が異なります。

なお、政府との取引や国外の取引は GST の対象外となります。また、GST の導入により、現行の販売税やサービス税は廃止されます。

## 6. 罰 則

不正確な報告を行った場合は、RM50,000(約 160 万円)以下の罰金もしくは 3 年以下の禁固刑又はその併科となり、本来支払うべきであった税額も支払うこととなります。

また、課税を免れる意図で不正確な報告等を行った場合は、本来の税額の 10 倍から 20 倍の金額の罰金もしくは 5 年以下の禁固刑又はその併科となり、2 回目以降は更に加重された罰則となります。

## 7. 2015 年 4 月までになすべきこと

課税対象者となる可能性のある者は、GST 法遵守のため、以下のような対応が必要になると考えられます。

- ・ GST 法に基づく登録の要否の確認。不要の場合でも自主的に登録するかの確認。
- ・ 自社が提供する物品・サービスが、ゼロ税率適用のものか、非課税取引かの確認。
- ・ 既存の契約書が GST に対応できているかの確認。必要に応じて修正。
- ・ GST に対応するための社内体制の整備。

なお、上記は必要となる対応の一例として示したものであり、実際の準備においては各社の事情に応じて各分野の専門家にご確認ください。

近年、マレーシアの税務当局は、移転価格等において積極的に税務調査を行っており、GST についても積極的な調査がなされる可能性があります。日本の消費税とは異なり、導入当初から物品やサービスの種類により標準税率が適用されるものとゼロ税率が適用されるものがあり混乱も予想されますが、残りの 8 ヶ月余りで万全の準備を整える必要があります。



やまなか まさと  
山中 政人

西村あさひ法律事務所 弁護士  
シンガポール事務所共同代表

[m.yamanaka@jurists.co.jp](mailto:m.yamanaka@jurists.co.jp)

2002年から2011年まで、ファイナンス分野を手がけ、1年間の香港のノートン・ローズ法律事務所に出向後、2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール・オフィスにて共同代表として執務。シンガポール、マレーシア等の ASEAN 諸国等における日本企業の M&A、ファイナンス等のアジア展開をサポート。



こやま しゅんすけ  
小山 晋資

西村あさひ法律事務所 弁護士

[s.koyama@jurists.co.jp](mailto:s.koyama@jurists.co.jp)

2008年弁護士登録。2012年1月シンガポール事務所の開設とともに常駐し、同年6月から2013年5月まで、マレーシアの Zaid Ibrahim & Co., a member of ZICOlaw に出向。現在は東京事務所にて、日系企業のマレーシア等への新規進出・事業展開をサポート。



タン ペイリン  
Tan Pei Lyn

西村あさひ法律事務所 マレーシア法弁護士

[tan.pei.lyn@juristsoverseas.com](mailto:tan.pei.lyn@juristsoverseas.com)

2005年より2011年までマレーシアの Lee Hishammuddin Allen & Gledhill 法律事務所、KhattarWong LLP 法律事務所に勤務。2011年より2013年までシンガポールの RHTLaw Taylor Wessing LLP 法律事務所に勤務し、その間2012年にはシンガポールの DBS Bank Limited に出向。2013年11月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所入所。

## シンガポールの個人情報保護法の個人情報保護規定がいよいよ適用開始！ 執筆者：山中政人、吉本智郎

### 1. 個人情報保護法重要部分の効力発生

2012年1月2日に施行されたシンガポール個人情報保護法(the Singapore Personal Data Protection Act (Act 26 of 2012)、以下「PDPA」といいます。)の個人情報(真実であるか否かを問わず、当該情報から、又は当該情報とその企業等がアクセス可能な又はアクセス可能であろうその他の情報と合わせて、その個人が識別可能な情報)の収集、使用及び開示に関する規定部分が、1年6ヶ月の猶予期間を経て、遂に2014年7月2日に適用開始となりました。

上記の猶予期間の間、PDPAの適用対象となる企業等がこれに備えることができるよう、PDPAの内容を例などを用いてより具体的に説明した2つのガイドライン(the advisory guidelines on key concepts in the PDPA及びthe advisory guidelines on the PDPA for selected topics)も、2013年9月に個人情報保護委員会(Personal Data Protection Commission、以下「PDPC」といいます。)により公表されています。

(なお、PDPAの適用開始前に収集した個人情報については、原則として、収集時点の目的の範囲内での個人情報の使用である限り、PDPAの対象外となります。ただし、その個人情報に係る個人から同意の撤回や使用をやめることが求められた場合には、当該個人情報を以後使用することはできなくなります。また、目的外に使用する場合には、改めて当該個人からの同意を得る必要が生じます。)

### 2. 企業の対処方法

#### (1) 必要な対応

PDPAの適用対象となる企業等は、PDPAを遵守するために、個人情報保護のコンプライアンスの責任者であり、個人情報に係る個人からの問い合わせや苦情を受ける窓口となる、連絡先としてのData Protection Officer(以下「DPO」といいます。)を任命し、企業の内規となるポリシー(以下「PDPポリシー」といいます。)の策定・実施や、社内の従業員への教育等、PDPA遵守の体制を作る必要があります。



【夜になるとライトアップされるマーライオン】

#### (2) PDPポリシーの内容

PDPポリシーの内容としては、個人情報の収集、使用及び開示においてはそれ以前に個人からその目的を告げて同意を取得する必要がある等、PDPAの10原則である、①同意原則(Consent Principal)、②目的による制限原則(Purpose Limitation Principal)、③告知原則(Notification Principal)、④アクセスと是正原則(Access and Correction Principal)、⑤正確性の原則(Accuracy Principal)、⑥保護原則(Protection Principal)、⑦保持制限原則(Retention Limitation Principal)、⑧移動制限原則(Transfer Limitation Principal)、⑨開示原則(Openness Principal)及び⑩説明原則(Accountability Principal)をその企業の取り扱い情報に応じて、より具体的な規定を盛り込むことになります。この点、個人情報の保護方法は、その取得している情報の内容、対象等、企業により異なるものであるという点を考慮してか、日本の個人情報保護法の場合とは異なり、特段PDC等からPDPポリシーのフォームの公表などもされておらず、各企業は法律事務所などに相談することにより、各自の事業等に応じたPDPポリシーを策定する必要があります。

### (3) PDPA 遵守体制の具体例

具体的には、個人消費者が取引先である企業においては、その取引に応じ、個人情報とその個人から直接又はインターネットを通じて、取得する場合がありますが、その場合、個人情報取得時に、個人情報を取得する目的を開示し、かつ同意をとるためのフローを作る必要があります。そのため、その目的や使用方法、情報加工のために外部に情報を移動させる可能性がある場合には、その旨、更に DPO の連絡先を記載した書面(Privacy Statement)を作成し、これを情報取得先に開示し(インターネットを通じて情報取得する場合には、当該 Web サイトにて開示)、同意を得る手続を設ける必要があります。

また、取引先が個人ではなく、企業であり、PDPA が適用されない名刺情報を除くと外部の個人情報を取得することが稀な企業においても、その従業員の個人情報を取り扱っている以上、PDPA 対応をする必要があります。Privacy Statement を従業員に回付したり、就業規則中に追記したり、また、PDPA 適用開始日以降、雇用契約を開始する者に対しては、雇用契約中に、雇用契約者の情報を社内で使用することがある点やその目的等について明示して、雇用契約書と共にサインを取得して同意の確認をとるといった運用が想定されます。

### (4) 個人情報の国外移転

日系企業については、その親会社である日本の会社に対し、顧客や従業員管理のために個人情報を送付することが必要となる場合がありますが、PDPA では、個人情報の国外への移動が禁止されています。この例外としては、移転先において、移転された個人情報に関して、PDPA において定められる個人情報の保護基準と同等の保護が与えられていることが確保されている必要がありますが、そのために、移動先との契約において、当該保護基準を確保したり、同一グループ内での移動であれば、移動が予定されている日本の本社などのシンガポール国外の企業に、PDPA ポリシーを遵守させる社内ルールを作ることなどによりこれに対応することが考えられます。

## 3. 終わりに

PDPA の違反に関しては、PDPC による S\$1,000,000 までの Financial Penalty や民事訴訟の提訴、刑事罰(罰金 S\$10,000 以下、収監 3 年以下等)の可能性もあります。未だ対応ができていないという企業も、企業のコンプライアンスとして至急対応されることを推奨いたします。



やまなか まさと  
山中 政人

西村あさひ法律事務所 弁護士  
シンガポール事務所共同代表

[m.yamanaka@jurists.co.jp](mailto:m.yamanaka@jurists.co.jp)

2002年から2011年まで、ファイナンス分野を手がけ、1年間の香港のノートン・ローズ法律事務所への出向後、2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール・オフィスにて共同代表として執務。シンガポール、マレーシア等のASEAN 諸国等における日本企業の M&A、ファイナンス等のアジア展開をサポート。



よしもと ともろう  
吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t.yoshimoto@jurists.co.jp](mailto:t.yoshimoto@jurists.co.jp)

2007 年弁護士登録。2014 年 4 月よりシンガポール事務所に赴任。M&A、国際商事案件一般、一般企業法務に加え、近時は、アジアの紛争案件も担当。



## 書籍・論文情報

- ◆ 西村高等法務研究所叢書(8) アジア進出企業の法務 – M&A 法制を中心として  
執筆: 小口光、久保光太郎、福沢美穂子、孫櫻情、吉本祐介  
詳細: [http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article\\_13819.html](http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article_13819.html)
  
- ◆ タイ子会社有利発行事件東京高裁判決の検討  
執筆: 太田洋  
掲載誌: 月刊国際税務 Vol.34 No.6
  
- ◆ 撤退を見すえたインドへの戦略的進出～新会社法で変わる倒産制度～  
執筆: 久保光太郎、桑形直邦  
掲載誌: ビジネス法務 2014 年 7 月号
  
- ◆ アジア子会社と事業再生・撤退  
執筆: 松嶋英機、柴原多、久保光太郎、張翠萍、佐藤正孝  
掲載誌: 季刊事業再生と債権管理 No.144
  
- ◆ 米国 FCPA と中国・亜細亜各国を中心とする贈収賄の実情と対策  
執筆: 木目田裕、森本大介、野村高志、吉本祐介  
掲載誌: 経営法友会リポート No.482
  
- ◆ マレーシア点描「マレーシアの法律事務所事情」  
執筆: 小山晋資  
掲載誌: ASEAN 経済通信第 274 号

## 当事務所のアジアネットワーク



東京事務所 :

Tel: 03-5562-8500

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp)

バンコク事務所 :

Tel: +66-2-168-8228

E-mail: [info\\_bangkok@juristsoverseas.com](mailto:info_bangkok@juristsoverseas.com)

ハノイ事務所 :

Tel: +84-4-3946-0870

E-mail: [info\\_hanoi@juristsoverseas.com](mailto:info_hanoi@juristsoverseas.com)

ホーチミン事務所 :

Tel: +84-8-3821-4432

E-mail: [info\\_hcmc@juristsoverseas.com](mailto:info_hcmc@juristsoverseas.com)

シンガポール事務所 :

Tel: +65-6922-7670

E-mail: [singapore@juristsoverseas.com](mailto:singapore@juristsoverseas.com)

ヤンゴン事務所 :

Tel: +95-1-255070

E-mail: [info\\_yangon@juristsoverseas.com](mailto:info_yangon@juristsoverseas.com)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

西村あさひ法律事務所では、アジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。